

第 17 回通常総会議案書

2017 年度（第 16 期）事業活動報告及び決算書

<平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日>

2018 年度（第 17 期）事業計画及び予算書

<平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日>

日 時 2018 年 5 月 12 日（土）

午前 10 : 00 ~ 12 : 00

総会会場 憩の森・森林学習センター

特定非営利活動法人 フォレストぐんま 21

第 17 回 F G 21 通常総会式次第

1. 開 会

2. 開 会 の 辞

3. 主 催 者 挨 拶

4. 来 賓 挨 拶

群馬県緑化推進課	課長	多胡	正洋	様
群馬県林業試験場	場長	石田	博文	様
群馬県渋川森林事務所	所長	高山	逸夫	様
群馬県緑化推進委員会	常務	鈴木	秀雄	様
憩の森森林学習センター	所長	高井	光夫	様

5 総会出席人数の確認

出席者数・委任状出席者数

6. 総 会 議 長 選 出

定款第 27 条により理事長が行う

7. 議事録署名人の選出及び書記の選出

8. 議 題

第 1 号議案	2017 年度事業報告並びに活動計算書報告 監査報告
第 2 号議案	2018 年度事業計画案並びに活動予算
第 3 号議案	F G 21 年会費の件
第 4 号議案	借入金限度設定の件
第 5 号議案	N P O 役員改選の件
第 6 号議案	法律改正に伴う定款変更の件
第 7 号議案	議案決議効力発生の件

9. 閉 会 の 辞

10. 閉 会

2017年事業報告書

NPO 法人フォレストぐんま 21

昨年は、竹林の整備、サブタイトルに竹炭（土壌改良材）のシンポジウムを開催することができました。藪化した竹林は県内どの自治体も悲鳴を上げている緊急課題です。我々FG21は、2015年から東吾妻町にて藪化した竹林の皆伐作業に取り組んでおります。伐採方法のノウハウ及び皆伐作業で出た竹材の有効活用を模索してきました。2017年3月特定非営利活動法人蔵前バイオマス（以下K-BETSという）が石岡でK-BETSが開発した炭化炉で竹を燃焼して土壌改良材として活用する方法を見て、“目からうろこが落ちる”ごとく竹材の循環型活用だと閃きました。昨年は、(株)かんぽ生命保険の支援を受けて、竹林の整備と竹材の有効利用に向けて大きく前進しました。東吾妻町新巻地内において竹林の整備も3年がかりで皆伐作業も終え竹林整備の技術の習得及び伐倒した竹材で昨年12月と今年3月で4回ほど竹炭（土壌改良材）の製造を行いました。竹炭は、地元農家に配布したことから秋の収穫に朗報が届くことを期待しております。

今後は、嫌われる「藪化した竹がバイオマスの優等生」土壌改良材としての竹炭の成果を見ながらFG21からの情報として発信をしていきたいと思っています。

2017年度は、雨天が多くスケジュールを狂わす状況が多発しました。FG21が毎年行っている林業術の研鑽、子供の山仕事等々行うことができませんでした。しかしFG21は、この16年間で培われた林業技術と経験は素晴らしいものがあります。知識と経験と新たな試みは、特定非営利活動法人として特筆できるものと自負しております。

2017年度を振り返ってみますと4月に行った企業の森をスタートに、太陽がガンガン照り付ける真夏の林道作業、多くの人達と触れ合うイベントでの「緑のダム」普及活動、11月から本格的にはじめた真竹の皆伐、1月には森林・山村多面的機能発揮対策事業、3月には館林のガバ沼アシ刈と土壌改良材の製造と多くの行事を執行してまいりました。

これらの事業全般にわたり「礼は之和を以て貴としと為す」その真価が現れました。2017年度全作業を無事終えることができたのも全員が同じ目的を持ち、技量を研鑽して全員一丸となる団結力「礼は之和を以て貴としと為す」がバックボーンにあったからだと思っています。

特定非営利活動にも相通じる「礼は之和を以て貴としと為す」を合言葉として自然豊かな群馬の森・清らかな水・新鮮な空気を未来を担う次世代に緑のバトンタッチしていくためにも、FG21会員が一丸となり多くの人達と共に「理想の森づくり」にこれからも精進してゆきます。

2017年度は大きな出来事が数多くあり、大まかなものを上げて、報告いたします。

1. シンポジウムの開催

初めての試みとして10月に開催した竹林のシンポジウムは多くの自治体やボランティア団体が関心を寄せる催しとなりました。厄介物の竹林を循環型資材として活用すべく新しい試みは、今後もその成果を情報の発信、竹材の利活用として試みていきます。

2. 作業内容

FG21 は、雨に悩まされながらも 2017 年度も従来通り多くの人達からの作業依頼や森林整備補助事業が入り作業量が確保でき、毎週どこかの森で森林整備作業、森林普及活動を行うことができました。特に 2017 度は竹林整備シンポジウムの開催ができ、多くの自治体が課題としている竹林整備と伐採後の竹材利活用に取り組み、竹林整備から発生する竹材が廃棄物の観念からバイオマスの優等生に変換できる展望が見えだしたかと思えます。ここで得た経験や知識を広め竹林が藪化している現状を打破していきたいと思っています。

企業の森応援はトラックの森、トーマツの森、協和発酵キリン水源の森、富士通の森、林藤ハウジングの森、三美堂の森、として企業のボランティア底辺の支援を行いました。これまで以上に企業森林ボランティアの普及拡大に努めることができました。

東吾妻町の林道作業を施工しました。林道とは林産関係だけの道だと思っていましたが我々が知らないライフライン等の多機能な機能があることにびっくりしました。林道作業を通し、林道とは何か、林道とは本来の役目とはほかに重要な役目があると考えの機会を得ました。林道の役割は多機能にわたる重要な使命を帯びています。

特定非営利活動法人として、次世代へのバトンタッチとして青少年育成林業体験事業、故郷の森である鎮守の森整備（雀の宮）、林試庭園解放の応援・各地イベント・群馬県の植樹祭応援と NPO 法人として特殊な活動が県下一円の森で「理想の森づくり」として実施でき、多彩で自主的な運営による催しを行うことができました。

3. 財務状況

東吾妻町の真竹の皆伐作業をおこない、皆伐作業の遂行に向け多くの会員の協力を得て事業の完了を見ました。真竹の皆伐作業で得たお金と株式会社かんぼ生命保険等の企業や団体と個人からの支援金と役員・会員の自助努力によって財務内容が安定してきました。これらの多くの支援・会の自助努力はFG21の16年支えてきた証だと思っています。本誌をもって厚く御礼申し上げます。

事業について

各事業は事業の目的・趣旨に沿って誠実に履行しました。

1. 藪化した竹林の整備に取り組みをして竹材の土壌改良材として有効活用を見出しました。

シンポジウム後全国各地から竹林について問い合わせがあります。

2. 森林整備事業

憩の森整備・赤城白川河川敷整備・企業の森づくりの応援・林道作業の下刈・竹の皆伐作業・森林一山村多面的機能発揮対策事業。上記のボランティア事業を行いました。

3. 普及啓発活動と森林ボランティア、底辺の拡充

企業の森づくり・藤岡市市民活動フェスティバル・高塚の森・多々良沼湖畔整備等により普及活動と地域に密着した人たちと共に森林ボランティアの底辺の拡充に努めました。

4. 青少年育成事業

前橋工業高校の体験教室の応援は出来ましたが高崎観音山周辺の子供たちの「子供達の山仕事」は雨のため中止となりました。高校生には山や森の大切さを知ってもらいました。

5. ネットワークの構築 産官学との連携

森林ボランティア団体の特性を考えながらネットワークの構築に努めました。

K-BETS・赤城塾・多々良沼愛する会・観音山ネットの会等のボランティアとのコラボレーションの拡充に努めました。

6. 定款に掲げる「理想の森づくり」への履行。

FG21は定款に掲げている「理想の森づくり」を遂行する上で理念に合致する事業は積極的に取り組みました。

7. FG2 1 課題 積極的に正会員の増大を図りました。

近年賛助会員の増に比べ個人会員の減少傾向が続いております。広報誌の「歩」・団体案内の「チラシ」・ホームページ等を利用して会員増大に努めました。3ヶ月に一度の活動ニュースも発行しております、結果微増であります。正会員の減少は止まったと思います。

8. 事業実施場所

8-1実施場所 群馬県一円

8-2森林所有者 国・県・市町村・自治会・個人

8-3実施面積 下刈り 33.5Ha・除間伐. 0.66Ha・竹の皆伐 0.26Ha・植樹 8-4実施期間
2017年4月1日～2018年3月31日

8-5参加人員 総延べ数 1943名（学生 196名）、

9. 広報誌等の発行

9-1 「歩」は明るく・楽しく・森林ボランティアの広報誌として 300部発行しました。

9-2 毎月の行事計画表は前月の20日ごろ発行して関係者に配布しました。

9-3 活動ニュースは3ヶ月に1回発行、1月～3月分は「歩」にて発行しています。

9-4 活動の参加者募集はEメール・郵送チラシ・HPにより行っています。

☆Eメール：npo-fg21@wine.ocn.ne.jp URL:<http://www.fg21.org/index.html>

10. 総会及び理事会

10-1 総会 第16回総会を5月13日憩の森で開催しました。

10-2 理事会 群馬県公社総合ビルで開催しました。

4月16日、4月30日、5月7日、7月9日、9月3日、12月24日、3月4日

11. 会員（2018年3月31日現在）

11-1 正会員 個人 60名 法人 1社

11-2 賛助会員 個人 8名 法人 11社（匿名含む）

NPO法人 フォレストぐんま21 活動計算書
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I	経常収益		
	1.受取会費		
	正会員受取会費	120,000	
	賛助会員受取会費	30,000	150,000
	2.受取寄付金	1,589,514	1,589,514
	3.受取助成金等		
	受取民間助成金		0
	受取補助金		0
	4.事業収入		5,902,460
	5.その他収益		
	雑収入		
	受取利息		23
	経常収益計		7,641,997
II	経常費用		
	1.事業費		
	(1)人件費		
	指導者報酬費	66,600	
	管理報酬		
	作業報酬	531,380	
	福利厚生費	443,828	
	人件費計	1,041,808	
	(2)その他経費		
	教育関連費		
	保険料	281,440	
	消耗品費	730,725	
	修繕費	176,643	
	燃料費	171,030	
	旅費交通費	1,445,010	
	事業費	398,239	
	減価償却費	80,138	
	リース料	833,328	
	その他経費計	4,116,553	
	事業費計		5,158,361
	2.管理費		
	(1)人件費		
	業務委託費	1,313,014	
	福利厚生費		
	人件費計	1,313,014	
	(2)その他経費		
	事務用品費	100,831	
	旅費交通費	150,970	
	支払手数料	35,976	
	会議費	15,225	
	通信費	251,115	
	交際接待費	64,208	
	諸会費	28,000	
	雑費	277,654	
	印刷費	441,064	
	看板	5,940	
	減価償却費	0	
	租税公課	20,276	
	リース料	133,766	
	その他経費計	1,525,025	
	管理費計		2,838,039
	経常費用計		7,996,400
	当期経常増減額		△ 354,403
III	経常外収益	0	
IV	経常外費用	0	
	当期正味財産増減額		△ 354,403
	前期繰越正味財産額		2,666,453
	次期繰越正味財産額		2,312,050

NPO法人 フォレストぐんま21 貸借対照表
平成30年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	2,300,719		
仮払金	0		
リサイクル預託金	8,740		
流動資産合計		2,309,459	
2.固定資産			
有形固定資産			
建物	2,268		
構築物	6,310		
機械装置	1		
車両運搬具	1		
工具器具備品	7		
固定資産計		8,587	
資産合計			2,318,046
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	5,996		
流動負債合計		5,996	
負債合計			5,996
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		2,666,453	
当期正味財産増減額		△ 354,403	
正味財産合計			2,312,050
負債及び正味財産合計			2,318,046

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2011年11月20日 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1)固定資産の減価償却の方法

建物については定額法、構築物・機械・車両運搬具・工具・器具備品については定率法によっています。

従来まで減価償却累計額について間接法で処理しておりましたが、当事業年後より直接法に変更して減価償却累計額を表示しております。

(2)物品の提供等の物的サービスを受け入れた場合の会計処理

物品の提供等の物的サービスの受け入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は、「2. 物品の提供などのサービスの受け入れ内容」に記載しています。

(3)消費税等の会計処理

消費税については、税込み処理をしています。

2. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	207,637			207,637	△ 205,369	2,268
構築物	125,000			125,000	△ 118,690	6,310
機械	350,000			350,000	△ 349,999	1
工具器具備品	3,606,045			3,606,045	△ 3,606,038	7
車両運搬具	1,183,990			1,183,990	△ 1,183,989	1
合計	5,472,672	0	0	5,472,672	△ 5,464,085	8,587

NPO法人 フォレストぐんま21 財産目録
平成30年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
手許現金	50,000		
群馬銀行			
高崎東支店 普通預金	84,624		
県庁支店 普通預金	1,918,591		
ゆうちょ銀行			
振替口座	184,218		
普通預金	63,286		
仮払金	0		
リサイクル預託金	8,740		
流動資産合計		2,309,459	
2.固定資産			
有形固定資産			
テント	2,268		
マルチハウス	6,310		
ウィンチ一式	1		
日立丸鋸一式	1		
日野トラック	1		
コンプレッサー	1		
筑水キャコム運材車	1		
和光薪割機	1		
集材機	1		
モバイルパソコン	1		
プロジェクター	1		
固定資産合計		8,587	
資産合計			2,318,046
II 負債の部			
流動負債			
未払金	5,996		
流動負債合計		5,996	
負債合計			5,996
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		2,666,453	
当期正味財産増減額		△ 354,403	
正味財産合計			2,312,050
負債及び正味財産合計			2,318,046

監 査 報 告

本決算は、平成30年5月3日（木）厳正に監査したところ、現金・預金通帳・
諸会計帳簿は、適正に処理されていることを認め皆様方に報告いたします。

平成30年5月3日

監事

小池一男



2018年度事業計画書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

今年も明るく、楽しく、安全第一をモットーとして役員は心新たにして理事長を筆頭として「礼は之和を以て貴としと為す」とするボランティア活動をもとに17年を迎え真摯に業務に遂行し全員一丸となりFG21の運営に当たります。

昨年、「竹林整備シンポジウム IN 群馬」を開催しました。この開催は藪化した竹林で悩んでいる自治体や竹林の所有者の共感を呼び県内外から多くの反響を呼び関心の高さに驚いております。「藪化した竹林をバイオマスの優等生に」今年竹炭の効果は本物である実証に花を咲かせ、土壌改良材による「果実の収穫」を期待し、竹材が循環型資材であると実証してゆきたいと考えております。

「第2回竹林の整備と竹炭の効用」シンポジウムの開催を行い藪化した竹林、竹林の伐採、伐採竹の減量化として竹炭の製造、製造した竹炭による土壌改良材と循環型資材の証明。この一連の動きを県内外に発信し藪化している竹林を多くの人達と共に共有の課題として取り上げてゆきたいと考えております。竹林の他の事業として下記の通り考えております。

1. FG21の明るく、楽しく、安全第一の原点に回帰して、前進を図ります。
2. 理想の森づくりに当たり全国に通じる林業技術の研鑽を図ります。
3. 森林ボランティアの拡大に積極的に応援していきます。
4. 組織拡充のため広報誌内容の充実、林業に興味ある人たちへPRの充実に努めます。
5. 産官学公による情報の発信受信に努めます。

諸般の事情に絡みながら2018年度も積極的姿勢で前進していきます。

基本方針

FG21は、林業型森林ボランティアとして5つのアクションプランの拡充に努めます。

1. 藪化した竹林を循環型資材に転換とたシンポジウムの開催
手入れの遅れた竹林整備、伐採後の減量化
土壌改良材として竹炭の効果の実証
2. 育樹活動 林業技術の習得のための研修会実施。
3. 森づくりの応援 小中高向け林業体験教室の。
企業の森づくりの応援。
国民・県民参加の森づくりの応援。
4. 普及啓発活動 イベントを通して木材・竹材の利用促進を訴えます。
美しい群馬の自然を訴え、森と協力しあう関係を訴える。
5. 産官学公の連携 ネットワークの構築を引き続いて図ります。

事業について

各事業は事業の目的・趣旨に沿って誠実に履行します。

1. 森林整備事業

放置された竹林の皆伐整備・憩の森整備・東吾妻町沿線整備・赤城白川河川敷整備・

企業の森づくりの応援・高崎観音山の山村多面的機能発揮対策事業の継続。森林整備は地域に密着した人たちと共同作業ができるため、その機会をとらえ森林ボランティアの底辺の拡充に努めます。上記で得た資金は FG21 の活動資金として使用します。

2. 青少年育成事業

小中高の学生向き林業体験教室の応援

県内外を問わない林業体験の応援。赤城塾とのコラボレーションによる前橋工業高校の体験教室の応援

高崎観音山周辺の子供たちの「子供の山仕事」応援。

3. 間伐材有効事業

竹材・木材の間伐材は循環型資源として位置づけます。

木材が持つ暖かさ、優しさを訴え、付加価値を高め、利用できる工夫を続けてゆきます。

4. ネットワークの構築 産官学との連携

森林ボランティア団体の特性を考えながらネットワークの構築に努めます。

他のボランティアとのコラボレーションの拡充に努めます。

5. その他 定款に掲げる「理想の森づくり」への履行

FG21 は定款に掲げている「理想の森づくり」を履行する上で FG21 の理念に合致する事業は積極的に取り組みます。

FG 2 1 課題 積極的に正会員・賛助会員の増大を図る

正会員・賛助会員が微増ですが増え始めています。理事一同は、会員の増大に向けての施策、例えばイベントにおいて会員の募集・広報関係においてHPのリニューアルに取り掛かります、新たに団体案内のチラシを製作します、活動ニュースは継続して製作します。年1回発行している15冊目になります広報誌「歩」により年間の活動を報告します等々あらゆる機会をとらえ会員増大に努めます。関係各位・皆様方におかれましても会員の増大に関し、ご協力をお願いいたします。

FG21 は上記の通り多彩な事業を計画しております。事業実施に当たり「明るく」「楽しく」「安全第一」くわえて「礼は之和を以て貴としと為す」を第一義と考え、そして内閣総理大臣賞を受賞した群馬県を代表する森林ボランティア団体とし、自覚を持った活動を押し進め「理想の森づくり」に努めます。

第3号議案 FG2 1年会費

2018年年会費

個人正会員 2,000円 法人正会員 10,000円

賛助会員 5,000円以上

支払期日 恐れ入りますが7月末までにお願ひします。

支払方法 下記いずれかの方法

A ゆうちょ銀行 払込書でお願ひします。

B 群馬銀行 県庁支店 口座番号 0587062 名義は下記の通り。

特定非営利活動法人フォレストぐんま 21

トクヒ) フォレストグンマニジュウイチ

振込手数料は会員でご負担をお願ひします。

C 総会当日受付でお願ひします。

第4号議案 借入金限度額設定

理由 事業円滑化するため。

方法 群馬県 NPO 法人借入金制度を利用する。

銀行 群馬銀行

限度額 50万円を最高として借り入れる。

第5号議案 役員改正

理事 今泉充司、沖野公俊、菊川熙英、西條祝夫、陶和孝、長谷川比佐、平野瀧次、山田聡

監事 泉久志、市村良平、

第6号議案 法律の改正に伴い定款変更（公告の方法）

変更前 第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、電子公告に記載しておこなう。

変更後 第59条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてホームページに記載して

行う。

第7号議案 議案決議効力発生

各号の決議の趣旨に反しない軽微な修正、理事会に一任をお願ひします。

以上